

森林管理局署に対する要望等(アンケートでの各種要望)

近畿中国森林管理局

番号	質問等	回答
1	・予定価格が1千万円以上の物件については、すべて総合評価落札方式にしてほしい。	・調達価格が1千万円以上の造林・生産事業については、その大部分を資材等の購入で占めるようなカシノナガキクイムシ駆除作業などを除き、基本的には全て総合評価落札方式を適用しているものと考えています。
2	・発注時期、工期には関係ないが、配置予定現場代理人等の能力の加点について、現場代理人を複数名たてた場合、どのように加点されるのか。 例えばA代理人が8点・B代理人が5点となった場合には、AかBどちらかの点数なのか平均をとるのか。	・具体の評価方法については、お答えできないことをご理解願います。
3	・評定方式の中でもっと増すべき所があると思う。	・具体的な意見要望があれば教えてください。
4	・入札物件で質問等は書面となっているが、基本現地説明会を実施して頂きたい。現地の森林や事業内容により異なるので現地で質問したい。	・当局管内において森林整備事業を巡る贈収賄事案が発生したことから再発防止策として、原則、現地説明会は実施しないこととしていることをご理解願います。 ただし、現場の状況によって入札前に現場において入札参加者に必ず説明しておく必要がある場合は、現場説明会を実施することがあります。
5	・最低制限価格の設定を行うべきではないか。	・地方公共団体では契約内容に適合した履行が確保されるかどうかについて調査を行わせることは審査体制面での制約があるため、最低制限価格制度が設けられています。一方、国の場合は、このような問題がないため、最低制限価格制度を採用せず、低入札価格調査制度のみを採用していることをご理解願います。

	番号	質問等	回答
入札関係	6	・設計金額の公表をして頂きたい。	・予定価格については、契約締結後公表しています。
	7	・所在市町村、事業者への発注	・現行の制度が一般競争入札を基本としており、特定の事業者への随意契約での発注は行っていないことをご理解願います。
	8	・将来の発注見通しについてなるべく早く公表して頂きたい(森林整備を円滑に計画、実行するため)。	・事業の発注見通しについては、予算成立後、速やかに局ホームページで公表することとしています。
	9	・早期の発注と、年間事業発注見通しの早期の公表	
	10	・総合評価落札方式で入札する事業とそうでない事業の差はなにか。	・予定価格の金額が1千万円以上規模の入札については、全て総合評価落札方式で行うこととなる。また、予定価格が1千万円以下であっても、地拵え、植付などの複数の作業種が混在する場合など、技術等によって調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずると認められる場合には、総合評価落札方式を採用しています。
	11	・ランク別発注量の見直し。現状Cランク事業(300～1500万)が非常に多く、Aランク事業者は入札することが出来ない。A～Dそれぞれの入札数が同等となるか又はDはDのみ、CはCD、BはBCD、AはABCDに入札可能であるとかAにメリットが何もない状況を改善して頂きたい。	・事業の発注規模については、作業種、作業時期及び作業箇所ごとの距離など、総合的に勘案し適正な規模としています。 ・競争参加資格の等級区分については、国が契約により達成しようとする行政目的が達成されないおそれが生ずるので、最小必要限度の資格を定めているところです。 ・現在、国有林野事業においては、当該等級区分を踏まえ、より多くの事業者が参加できるよう、弾力的な運用に努めているところです。特に、林業事業者の多くは小規模零細であるなどから、林業労働力の確保に関する法律(平成8年法律第45号)に基づき、認定事業主が有する等級区分の格付けの直近上位及び下位の等級への入札参加を認めているところです。

	番号	質問等	回答
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・福井では発注時期が短く、工期が12月や1月になると積雪も多くなるため、できるだけ早期発注して頂き工期を長めにとって頂きたいと思う。 	<p>・事業の発注については、平成27年度から一部3月公告、4月入札(年度前公告、以下同じ)を実施し、早期発注に取り組んできたところであり、平成28年度においても、年度前公告の件数を大幅に増やし、早期発注に取り組み事業期間の確保に努めることとしています。</p> <p>また、事前にホームページにてお知らせする発注見通し等をご覧いただき、入札への参加をお願いします。</p> <p>なお、近畿中国森林管理局では、一般競争入札の実施に当たり、より多くの事業者の皆様に参加していただけるよう、「一般競争入札に関する「お知らせメール」」の配信を行っていますので、配信を希望される方は、希望される担当課あてにお申し込み願います。詳しくは、局ホームページをご覧ください。</p> <p>・事業着手時期については、国の会計制度上、予算成立前の契約は困難であることから、予算成立後とならざるを得ないことをご理解願います。</p>
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県では造林公社の主伐が平成27年度からスタートし平成28年度増加の見込なので、事業の予定及び事業者同士の協力体制を整える為にも、公告の時期、発注の時期、特に工期を前倒し及び余裕をもって発注を行ってほしい。(複数年事業も含めて) 	
	14	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発注(4～5月に仕事が少ない)をお願いしたい。 	
	15	<ul style="list-style-type: none"> ・工期に関して1年近い工期がほしい。 	
	16	<ul style="list-style-type: none"> ・工事時期については早期発注を大幅に増やすことで改善されると思う。 	
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発注してほしい。 年度末入札・年度初め事業実施が望ましい。 	
	18	<ul style="list-style-type: none"> ・発注時期はなるべく早く。 	
	19	<ul style="list-style-type: none"> ・2～4月の発注を多くし、事業者の年間受注計画が立てやすいように配慮して頂きたい。 	
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・1～2月の公告で3月中旬～4月初旬から事業着手が出来れば(公告時期が集中) 	

	番号	質問等	回答
事業関係等	21	・事業場所の分散されている物件では移動コスト等の増加により落札しにくい現状なので検討して頂きたいと思う。	・事業箇所については、極力、移動コストが最小限となるよう、纏まりのある事業対象地の選定に努めることとします。
	22	・多年度事業が望ましい。 単年度事業は労働者の確保が困難である。 また、多年度事業は設備投資も行いやすい。	・国有林の間伐等事業については、民間競争入札による複数年契約に取り組んでおり、林野庁において、2月18日付けで「国有林の間伐等事業における民間競争入札実施要項＜平成28年度＞」が制定され、近畿中国森林管理局管内では2署（岡山署・広島北部署）で実施することとなりました。また、平成29年度以降についても、引き続き取り組むこととし、現在、候補地の選定に向けた検討を行っているところです。
	23	・刈払時期の分散化。	・下刈の実施期間については、雑草木の繁茂状況等、現場の状況等を総合的に勘案して決定しています。 具体の刈払いの実施時期については、現場の状況を踏まえ、監督職員と協議のうえ、下刈実施期間内の適切な時期に実施してください。
	24	・労働力に限りがあるため、他の事業とバッティングしないよう工期の余裕や冬季実施可能な発注を考えてほしい。	・事業の発注については、事業を効果的進めるため、早期発注に努めるとともに、事業の発注見通しを示しながら計画的な発注に取り組んでいるところです。また、発注工期については、事業規模、積雪等の状況等を勘案し、適切に定め発注しているところです。今後においても、引き続き、事業の早期発注に取り組み事業期間の確保に努める考えです。
	25	・下刈の単価が他の発注の単価より安いのではないかと。単価の見直しをお願いしたい。	・下刈の予定価格については、雑草木の繁茂状況、作業実施時期、刈払い方法等を精査のうえ適正に算出しています。なお、今後、事業発注において他の作業（除伐等）との組み合わせ等を行うなど、事業体の皆様が受注しやすい事業発注に努める考えです。
	26	・事業の低コスト化は必要なことではあるが、コストを考えるあまりに事業内容の低下・安全管理の面からも限度があるのではないかと。思う。	・事業の低コスト化については、林業事業者の収益性の向上や、これを通じた所得、就労環境の改善、森林所有者への還元額の引き上げ等に寄与するものと考えています。その方法については、決して安全を疎かにしたり、事業の質を低下させるものではなく、作業システムの改良やコンテナ苗を用いた一貫作業の導入等の工夫により、作業効率の向上を図るものです。

	番号	質問等	回答
	27	・計画数量が確実に生産可能な事業区域の設定(発注)	・各署等において収穫調査研修等を実施しているところであり、引き続き、収穫調査の精度や技術力の向上に取り組んでいきます。
	28	・国有林野事業、民有林造林事業、水源林事業、県営林事業、町村有林事業等でそれぞれ単独で事業計画を行うと、対応に無理が生じることになる。地域で連携した計画を樹立し、作業道、基幹作業道、林道等路網についても協調性が必要なのではないか。	・地域の森林整備を進めるため、森林共同施業団地、公益的機能維持増進協定といった制度を活用しながら、国有林と民有林が連携して、路網整備や間伐等の森林整備に取り組んでいるところです。その中で、路網開設等協調できるものについては取り組んでいるものの、予算体系等の違いもあり、希望に沿えない案件もあることをご理解願います。
	29	・シカは獲らないが勉強になった。 ありがとうございます。今後ともよろしく願いしたい。	